



2009年度 1月実施  
ファイナンシャル・プランニング技能検定

**2級 実技試験**  
中小事業主資産相談業務

実施日 2010年1月24日(日)

試験時間 13:30~15:00(90分)

注 意

1. 本試験の出題形式は、記述式等5題(15問)です。
2. 筆記用具、計算器具(プログラム電卓等を除く)の持込みが認められています。
3. 試験問題については、特に指示のない限り、2009年10月1日現在施行の法令等に基づいて解答してください。
4. 試験時間中は、乱丁・落丁、印刷不鮮明に関する質問以外はお受けできません。
5. 不正行為があったときは、すべての解答が無効になります。
6. 解答用紙の注意事項を必ずお読みください。
7. その他、試験監督者の指示に従ってください。

《退席時の注意事項》

- ▶ 試験開始後60分経過した時点で中途退出できます。中途退出をする場合には、試験監督者に解答用紙を必ず手渡ししてください。問題用紙はお持ち帰りください。
- ▶ 試験終了時間10分前からは退出できません。試験終了後、試験監督者が解答用紙を回収しますので、着席したままお待ちください。

この試験の模範解答は1月24日(日)午後5時30分以降、当会のホームページに掲載します。  
(<http://www.kinzai.or.jp/answer/fp.html>)

3月4日(予定)に受検者全員に合否通知書を送付するほか、当会のホームページで合格者の受検番号を掲載してお知らせします。

(<http://www.kinzai.or.jp/ginou/>)

厚生労働大臣指定試験機関 社団法人 金融財政事情研究会

〒160-8529 東京都新宿区南元町19 TEL 03-3358-0771

解答にあたっての注意

- 1．問題は，【第1問】から【第5問】まであります。
- 2．各問の問題番号は，通し番号になっており，《問1》から《問15》までとなっています。
- 3．解答にあたっては，各設例および各問に記載された条件・指示に従うものとし，それ以外については考慮しないものとしてください。
- 4．解答は，解答用紙に記入してください。

【第1問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問1》～《問3》）に答えなさい。

《設 例》

X社は医療用食材の製造販売を営む中堅企業で、順調に業容を拡大している。X社の代表取締役社長であるAさんは、現在、採用している税制適格退職年金から他の退職給付制度に移行することを検討している。具体的には、確定拠出年金か中小企業退職金共済がX社には適しているのではないかと考えている。

そこで、Aさんは、ファイナンシャル・プランナーのBさんに相談することにした。なお、X社には、現在、税制適格退職年金以外の企業年金制度はない。

X社の概要

業 種：医療用食材の製造販売

資 本 金：100,000千円

従業員数：25人

上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問1》 Bさんは、確定拠出年金の企業型年金について説明をした。次の文章の空欄 ～ に入る最も適切な語句を、下記の語句群のなかから選び、解答用紙に記入しなさい。

X社が導入を検討している確定拠出年金の企業型年金の加入者となる者は、原則として、X社に使用される（ ）未満の従業員である。

掛金は、企業が毎月規約に基づいて拠出し、企業が拠出する掛金には、限度額が設けられている。なお、加入者（従業員）は、企業の拠出に上乗せして掛金を拠出することはできない。

加入者が転職または離職した場合、企業型年金の個人別管理資産は、加入者の申請に基づき、転職先の企業型年金、または（ ）が実施する個人型年金に移換され、加入者は自分の年金資産を受給時に達するまで携行しながら老後に備えることができる。

給付は、老齢給付金、障害給付金、（ ）の3種類がある。老齢給付金は、5年以上20年以下の有期年金、または終身年金として支給されるが、一時金として受け取ることも可能である。

語句群

55歳    60歳    65歳    国民年金基金連合会    企業年金基金連合会  
死亡一時金    遺族給付金

《問2》 Bさんは、中小企業退職金共済制度（以下、中退共という）について説明を行った。Bさんの ~ の説明について、適切なものには 印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

「加入対象となる製造業の事業主の基準は、常時雇用の従業員数が300人以下の事業主および資本金の額または出資の総額が300百万円以下の法人である事業主となっていますので、X社は加入対象の基準を満たしています」

「新規で中退共に参加する場合は、加入後4カ月目から1年間にわたり、国から掛金の助成を受けられます。税制適格退職年金からの移行も新規加入扱いとされるため、X社は、この助成を受けられます」

「被共済者（従業員）が退職したときにその者に支給される共済金（退職金）は、勤労者退職金共済機構からX社を經由して、原則として一時金で支給されます」

《問3》 Aさんから、「勤続30年の従業員が退職した場合の退職金を12百万円と仮定し、この金額を準備するために、確定拠出年金に30年間加入して、その間の平均利回りを年2%で複利運用するとした場合、毎年の掛金はいくら必要になるか」と質問された。下記の係数表から適切な係数を1つ利用して概算額を求めなさい。なお、掛金は年1回拠出するものとし、税金や手数料等は考慮せず、計算過程を示し、答は円単位とすること。

資料：30年、2.0%の各種係数

現価係数	資本回収係数	減債基金係数
0.5521	0.0446	0.0246

【第2問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問4》～《問6》）に答えなさい。

《設 例》

X社は、自動車やOA機器に必要な精密機器部品を製造している中小企業である。同社は、高付加価値の精密機器部品を供給することにより、これまで高収益を上げてきた。そのため、X社は、潤沢な手元資金を有しており、そのほとんどを主取引金融機関であるY銀行の普通預金に預けている。

当面、X社に大規模な設備投資の予定はなく、X社の代表取締役であるAさんは、この手元資金を有利に運用したいと考えている。Aさんは、自らの個人資産の一部を株式や債券等に投資した経験はあるが、会社としての債券投資は初めての経験であるため、不安を感じている。

そこで、ファイナンシャル・プランナーのBさんに、法人による国内債券への投資について相談することにした。

上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問4》 債券価格と市中金利の一般的な関係に関する次の文章の空欄 ～ に入る最も適切な語句を、下記の語句群のなかから選び、解答用紙に記入しなさい。

固定金利の債券において、債券価格は、市中金利が上昇すると下落する。この債券価格の変動率は、表面利率の（ ）債券、また、残存期間の（ ）債券ほど大きくなる傾向がある。債券におけるこのような特徴は、代表的なリスクの1つに挙げられており、（ ）リスクと呼ばれている。

語句群

高い 低い 長い 短い 為替変動 金利 信用

《問5》 Aさんが、以下の国内債券を購入した場合の、当該債券の利回りに関する次の文章の空欄 ~ に入る最も適切な数値を、解答用紙に記入しなさい。

表面利率2.00%、残存期間5年の債券を、99.50円の単価（額面金額100円当たりの債券価格）で購入（取得）して、残存期間がちょうど（ ）年の時点において、101.00円の単価で途中換金したときの所有期間利回り（税引前）は、次の計算式により算出することができる。

$$\text{所有期間利回り}(\%) = \frac{2.00\text{円} + \frac{(\quad)\text{円} - (\quad)\text{円}}{3\text{年}}}{(\quad)\text{円}} \times 100$$

上記の計算式により計算し、%表示の小数点以下第3位を四捨五入すると、当該債券の所有期間利回りは、( )%となる。

《問6》 課税法人であるX社が、以下の条件で、同社保有の国内債券を途中換金した場合、その受渡精算金額を求めなさい。計算過程を示し、計算過程において端数処理はせず、答は円単位とすること。なお、経過利息に対する税金相当額以外の税金や手数料等は考慮しないこととする。

条 件

- |  |              |
|--|--------------|
| ・ 額面金額：100百万円                              | ・ 表面利率：2.00% |
| ・ 換金単価：101.00円                             |              |
| ・ 前回利払日の翌日から売買受渡日までの経過日数：73日（閏年の2月末日を含まない） |              |

【第3問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問7》～《問9》）に答えなさい。

《設 例》

X社（資本金50,000千円，1年決算法人）の第7期および第8期における資料は次のとおりである。なお，X社は，会社設立以来，第7期まで連続して青色申告書を期限内に提出しており，第8期においても青色申告書を期限内に提出するものとする。また，はマイナスを表している。

資料

第8期（平成21年4月1日～平成22年3月31日）の予想

(1) 租税公課等に関する事項

- ・「未払法人税等」（負債勘定）を取り崩して納付した第7期確定申告分の法人税等は8,500千円で，その内訳は，法人税6,000千円，住民税1,000千円および事業税1,500千円である。
- ・「法人税・住民税および事業税」（費用勘定）の金額は10,120千円で，その内訳は，当期の中間申告分の法人税7,000千円，住民税1,200千円および事業税1,800千円と，預金の利子について源泉徴収（特別徴収）された所得税額90千円および住民税の利子割額30千円である。また，源泉徴収（特別徴収）された税額については，それぞれ法人税額および住民税額から控除等を受けるものとする。

(2) 交際費等に関する事項

- ・X社の第8期の支出交際費の金額は，8,000千円である。これは，すべて税務上の交際費等に該当する。

(3) 上記(1)，(2)を考慮した課税所得金額に関する事項

課税所得金額            80,000千円

第7期（平成20年4月1日～平成21年3月31日）

課税所得金額	50,000千円
法人税	14,360千円
住民税	2,500千円
事業税	4,500千円

上記以外の条件は考慮せず，各問に従うこと。

《問7》 X社の第8期の交際費等の損金不算入額を求めなさい。計算過程を示し，答は千円単位とすること。なお，少額交際費（1人当たり5,000円以下の飲食費）等は考慮しないこと。

《問8》 X社の第8期の「未払法人税等」(負債勘定)および「法人税・住民税および事業税」(費用勘定)に関する ~ の記述について、適切なものには 印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。なお、「法人税申告書別表四」とは、「所得の金額の計算に関する明細書」のことである。

「未払法人税等」(負債勘定)を取り崩して納付した前期確定申告分の法人税6,000千円については、当期の法人税申告書別表四での加算は不要である。

「未払法人税等」(負債勘定)を取り崩して納付した前期確定申告分の事業税1,500千円については、当期の法人税申告書別表四での調整が必要である。

「法人税・住民税および事業税」(費用勘定)に計上されている当期の中間申告分の法人税7,000千円については、当期の法人税申告書別表四での加算は不要である。

「法人税・住民税および事業税」(費用勘定)に計上されている預金の利子から源泉徴収された所得税額90千円については、当期の法人税申告書別表四での加算は不要である。

《問9》 X社の法人税の納税に関する次の文章の空欄 ~ に入る最も適切な語句または数値を、下記の語句群のなかから選び、解答用紙に記入しなさい。

X社は、法人税の納付にあたり青色申告法人の特典を利用することができる。

第8期において欠損金額が生じることが予想され、引き続き青色申告書を提出する予定であることから、第8期に生じる欠損金額は、翌期以降7年間の( )の対象となり、第9期以降の課税所得を減額することができる。

また、X社は、欠損金の繰戻しによる法人税額の還付制度も利用することができる。この制度は、一定要件のもと、各事業年度において欠損金額が生じた場合において、その欠損金額をその欠損が生じた事業年度開始の前日1年以内に開始した事業年度の所得に繰り戻し、その事業年度の所得に対する法人税額の全部または一部を還付請求することができる制度であるが、原則としてその適用が停止されていた。しかしながら、平成21年度の税制改正によって、一定要件のもと、資本金の額が( )以下の普通法人に該当するX社のような中小法人等は、この不適用措置の例外として適用することができるようになった。これにより、X社の場合、第7期において納付した法人税額のうち、( )の還付を受けることができる。

語句群				
繰越控除	青色申告特別控除	100,000千円	200,000千円	300,000千円
14,360千円	21,360千円			

【第4問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問10》～《問12》）に答えなさい。

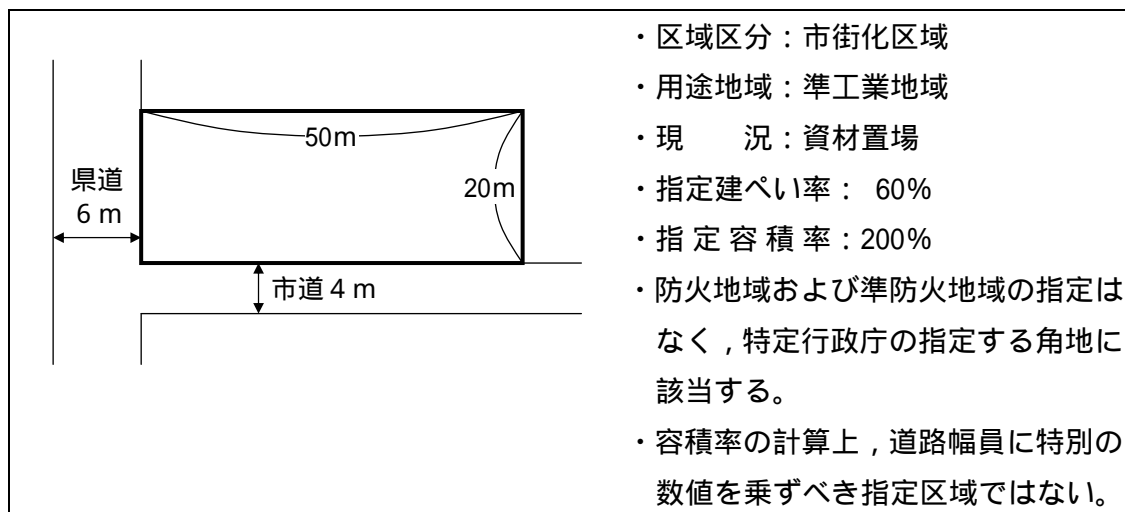
《設例》

Aさんは、以下の土地を所有しており、その有効活用を考えているが、建築資金がないため、何かよい方法はないか、頭を悩ませている。

そのような矢先、デベロッパーのX社から、等価交換方式により当地にマンションを建築しないかとの申出を受けた。その際、Aさんは、X社から等価交換方式の説明を受けたが、あまり理解できなかったため、知り合いのファイナンシャル・プランナーであるBさんに、等価交換方式とはどのような方式なのか、それによりどの程度の建物を取得できるのか、メリットは何かについて、相談することにした。

なお、Aさん所有の土地の概要およびX社による提案の予定建設費、予定販売単価等に関する情報は、以下のとおりである。

Aさん所有の土地の概要



X社による提案の予定建設費、予定販売単価等に関する情報

- ・建築単価 : 200千円/m<sup>2</sup>
- ・建築延べ面積 : 2,000m<sup>2</sup>
- ・建設費 : 建築延べ面積 × 建築単価（ただし、建築工事費その他の費用を含む）
- ・地価水準 : 120千円/m<sup>2</sup>
- ・専有床面積割合 : 80%
- ・専有床面積 : 建築延べ面積 × 専有床面積割合
- ・X社の専有床販売単価 : 800千円/m<sup>2</sup>
- ・X社の売上高粗利益率 : 20%

上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問10》 Aさん所有の土地に，X社の提案どおり，等価交換方式によりマンションを建築する場合の行政規制に関する次の文章の空欄 ～ に入る最も適切な語句を，下記の語句群のなかから選び，解答用紙に記入しなさい。

都市計画区域内の敷地と道路の関係については，( )で，原則として幅員4 m以上の道路に2 m以上接していなければならないとされており，本件の場合，これを満たしている。

また，( )では，用途制限についても定められており，マンションを建築することができない用途地域として( )がある。本件の場合，Aさん所有の土地の用途地域は準工業地域であるため，マンションを建築することができる。

その他の制限として，建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合である容積率や建築物の建築面積の敷地面積に対する割合である建ぺい率の制限がある。この容積率や建ぺい率には，さまざまな緩和措置が設けられているが，本件の場合，適用される容積率の上限は200%であり，適用される建ぺい率の上限は( )である。

語句群

第一種住居専用地域	商業地域	工業専用地域	建築基準法	都市計画法
60%	70%	100%		

《問11》 今回の等価交換方式によるマンション建築を，市場性比較方式または収益還元方式（X社が建設費に予定利益を加算した金額を回収するため全専有床面積からまずX社の取得分を確保し，残余分をAさんに還元する手法）によって行う場合，Aさんに還元される床面積を求めなさい。解答用紙の指示に従って，計算過程を示し，答はm<sup>2</sup>単位とすること。なお，X社の必要売上高は，「建設費÷(1 - 売上高粗利益率)」で計算すること。

《問12》 Aさんが，自己建設方式で賃貸マンションを建築せずに等価交換方式を選択する場合の，Aさんにおけるメリットについて，箇条書きで3つ挙げなさい。

【第5問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問13》～《問15》）に答えなさい。

《設 例》

Aさん（68歳）は、X社の全株式を保有するオーナー社長（代表取締役）である。Aさんは、同社の専務取締役である長男（42歳）を、そろそろ後継の社長にしたいと考えており、この件について関係者からの異論はない。Aさん自身は、これを機に、X社を勇退するつもりである。また、Aさんは、自分の相続が開始した場合の相続税の納税資金不足についても心配している。

そこで、Aさんは、ファイナンシャル・プランナーのBさんに相談することにした。なお、X社の概要等の資料は、以下のとおりである。

X社（非上場会社）の概要

- ・ 事業内容 : 印刷業
- ・ 資本金等の額 : 15,000千円
- ・ 発行済株式総数 : 300,000株（株式は、すべて、普通株式で1株につき議決権は1つ）
- ・ 従業員数（継続勤務）: 25人
- ・ 会社規模 : 中会社（Lの割合 0.6）

X社株式の1株当たりの相続税評価額（特定の評価会社等には該当しない）

- ・ 原則的評価額 : ? 円
- ・ 類似業種比準価額 : ? 円
- ・ 純資産価額 : 720円

X社および類似業種の比準要素等

	X 社	類似業種
1株当たりの年配当金額	5.0円	4.0円
1株当たりの年利益金額	44円	22円
1株当たりの簿価純資産価額	525円	300円
類似業種の株価		345円

すべて1株当たりの資本金等の額を50円としたときの金額である。

Aさんの家族・保有資産等

- ・ 家族 : 妻（65歳）、長男（42歳）、長女（38歳）
- ・ 保有資産 : 自宅（土地・建物） 60,000千円（「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例」適用後の相続税評価額）
  - 貸家（土地・建物） 80,000千円（相続税評価額）
  - 現金・預金 10,000千円（相続税評価額）
  - X社株式 ? 千円（相続税評価額）

上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問13》 仮に，Aさんについて相続が開始し，その所有するX社株式全部をAさんの長男が相続により取得するとした場合，併用方式による評価額で計算されるX社の1株当たりの相続税評価額（原則的評価方式）はいくらか。計算過程を示し，答は円単位とすること。なお，類似業種比準方式による1株当たりの類似業種比準価額の計算においては，各要素別比準割合および比準割合は小数点以下第3位を切り捨て，1株当たりの類似業種比準価額は円未満を切り捨てることとし，1株当たりの相続税評価額（原則的評価方式）においては円未満を切り捨てることとする。

資料：類似業種比準価額の計算式（英字および「 $\frac{b}{B} + \frac{c}{C} \times \frac{d}{D}$ 」には適切な数値を入れること）

$$A \times \frac{\frac{b}{B} + \frac{c}{C} \times \frac{d}{D}}{1} \times 0.6 \times \frac{1 \text{株当たりの資本金等の額}}{50 \text{円}}$$

資料：併用方式による評価額の計算式

$$\text{類似業種比準価額} \times L + \text{純資産価額} \times (1 - L)$$

《問14》 一般的な相続税の納付方法と物納制度について，Bさんが簡潔にまとめた次の文章の空欄～に入る最も適切な語句または数値を，下記の語句群のなかから選び，解答用紙に記入しなさい。

- ・相続税の納付は，金銭による一括納付を原則としているが，相続税の金銭による一括納付や延納が困難な場合には，物納の制度が認められている。物納するときには，所定の期限までに（ ）を所轄税務署長に提出し，その許可を受けなければならない。また，物納が認められた場合の物納財産の収納価額は，原則として相続税評価額である。なお，「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例」の適用を受ける場合，特例を（ ）の価額が収納価額となる。
- ・物納から延納への変更は，所定の要件を満たせば認められる。また，延納から物納への変更についても，平成18年4月1日以後に開始した相続等により延納していた者が，所定の要件を満たす場合には，その申告期限から（ ）年以内に限り，分納期限が未到来の税額部分について，延納から物納への変更が認められるようになった。

語句群

物納許可願書	物納申請書	物納届出書	適用する前	適用した後
3	5	10		

《問15》 一般に，類似業種比準価額の株価引下げ対策として考えられるものを3つ挙げなさい。

\* 下書き欄（解答は解答用紙に）